

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年一宮市条例第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) <u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある と認められるときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業等管理者、病院事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、<u>法第2条第8項</u>に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す	(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) <u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業等管理者、病院事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、<u>法第2条第9項</u>に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す

ることについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3・4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記 参照】	ることについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3・4 略 5 略 【別記 参照】
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
略		

改正案

略		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定

		個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
略		

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。